



宮 崎 県 公 報

平成22年 9 月21日（火曜日） 第 2219 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）	（自然環境課）	1
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（移動制限・禁止）	（ " ）	1
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ " ）		2
○道路の区域の変更（7件）	（道路保全課）	2

○道路の供用の開始（5件）	（道路保全課）	4
選挙管理委員会告示		
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数		5
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数		5
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数		5
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数		5

告 示

宮崎県告示第 645号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成22年 9 月27日から平成23年 3 月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 646号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成22年10月4日から平成23年10月3日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 647号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成22年9月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成22年9月27日から平成23年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破碎するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合には、15ミリメートル）以下となるように破碎を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行った

ことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月21日から平成22年10月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字佐礼1736番3地先から同郡同村同大字下下椎葉511番50地先まで	旧	4.9 ～ 46.6 8.6 ～ 72.7	891.8 1077.0
				新	8.6 ～ 72.7	1077.0

宮崎県告示第 649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月21日から平成22年10月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字弓弦葉1619番3地先から同郡同町同区鬼神野同字1569番1地先まで	旧	4.6 ～ 24.6	364.3
				新	5.8 ～ 30.8	364.3

宮崎県告示第 650号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 鬼神野字下 弓弦葉1656 番 6 地先か ら同郡同町 同区鬼神野 同字1656番 4 地先まで	旧	6.8 ～ 7.6	21.4
				新	11.6 ～ 12.4	21.4

宮崎県告示第 651号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字元村 401番 6 地 先から同市 同大字同字 401番17地 先まで	旧	7.8 ～ 7.8	12.0
				新	9.6 ～ 12.6	12.0

宮崎県告示第 652号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字桜井27 03番11地先 から同郡同 町同大字字 西迫2953番 1 地先まで	旧	4.2 ～ 10.6 12.0 ～ 21.2	119.6 110.6
				新	12.0 ～ 21.2	110.6

宮崎県告示第 653号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
230	県道	細島港 日向市 停車場 線	日向市鶴町 一丁目20番 から同市同 町一丁目16 番 2 地先ま で	旧	11.0 ～ 11.5	94.0
				新	11.5 ～ 15.5	94.0

宮崎県告示第 654号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字杭谷 2756番 1 地 先から同郡 同町同区神 門同字2756 番 1 地先ま で	旧	5.3 ～ 8.2	37.2
				新	5.3 ～ 28.0	37.2

宮崎県告示第 655号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字弓弦葉1619番 3 地先から同郡同町同区鬼神野同字1569番 1 地先まで	平成22年 9 月21日

宮崎県告示第 656号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字下弓弦葉1656番 6 地先から同郡同町同区鬼神野同字1656番 4 地先まで	平成22年 9 月21日

宮崎県告示第 657号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字八重字元村 401番 6 地先から同市同大字同字 401番17地先まで	平成22年 9 月21日

宮崎県告示第 658号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
230	県道	細島港日向市停車場線	日向市鶴町一丁目20番から同市同町一丁目16番 2 地先まで	平成22年 9 月21日

宮崎県告示第 659号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月21日から平成22年10月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
234	県道	中渡川下三ヶ線	東臼杵郡美郷町南郷区神門字杭谷 2756番 1 地先から同郡同町同区神門同字2756番 1 地先まで	平成22年10月 1 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年9月2日現在次のとおりである。

平成22年9月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,695人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,454人

宮崎県選挙管理委員会告示第 108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年9月2日現在次のとおりである。

平成22年9月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 宮崎市選挙区（宮崎市清武町の区域を除く。） 99,911人
 都城市選挙区 46,269人
 延岡市選挙区 36,164人
 日南市選挙区 16,370人
 小林市選挙区（小林市野尻町の区域を除く。） 11,172人
 日向市選挙区 17,273人
 串間市選挙区 5,997人
 西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,599人
 えびの市選挙区 6,293人
 宮崎郡選挙区（宮崎市清武町の区域。） 7,408人
 北諸県郡選挙区 6,567人
 西諸県郡選挙区（小林市野尻町の区域を含む。） 5,300人
 東諸県郡選挙区 7,983人
 児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,139人
 東臼杵郡選挙区 8,613人
 西臼杵郡選挙区 6,521人

宮崎県選挙管理委員会告示第 109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年9月6日現在次のとおりである。

平成22年9月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,695人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,453人

宮崎県選挙管理委員会告示第 110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年9月6日現在次のとおりである。

平成22年9月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 北諸県郡選挙区 6,564人